

# 青森県公共事業景観形成基準ガイドプラン



青森県

## 目 次

第1章 青森県公共事業景観形成基準	
1 青森県公共事業景観形成基準の構成	2
2 青森県公共事業景観形成基準	3
第1 趣旨	3
第2 運用方針	3
第3 共通事項	3
第4 事業別事項	5
第2章 青森県公共事業景観形成基準の解説	
1 活用の仕方	12
2 青森県公共事業景観形成基準の解説	13
第1 趣旨	13
第2 運用方針	13
第3 共通事項	14
1 基本的な事項	14
2 施設・設備に関する事項	16
3 その他	26
第4 事業別事項	29
1 道路	29
2 橋りょう	37
3 河川・水路	40
4 ダム	42
5 砂防・治山	44
6 港湾・漁港	46
7 海岸	48
8 公園・緑地	50
9 公共建築物	53
10 農地・森林	64
参考資料	
1 青森県景観条例及び同条例施行規則	66
2 青森県景観形成基本方針	78

# 第 1 章

## 第 1 章 青森県公共事業景観形成基準

---

# 1 青森県公共事業景観形成基準の構成

---

青森県公共事業景観形成基準は以下のような事項から構成されている。

第1 趣旨：青森県景観条例における位置づけに関する事項

第2 運用方針：公共事業景観形成基準の運用に関する事項

第3 共通事項

1 基本的な事項：景観形成に留意すべき基本的事項

2 施設・設備に関する事項：法面、擁壁、護岸等の公共事業に共通する行為に関する景観  
形成上留意すべき事項

3 その他：用地造成、緑の保全・緑化、維持管理等について留意すべき事項

第4 事業別事項：道路、橋りょう、河川・水路、ダム、砂防・治山、港湾・漁港、海岸、公園  
・緑地、公共建築物、農地・森林に関して景観形成上留意すべき事項

【平成9年2月18日制定】

#### 第1 趣旨

この基準は、青森県景観条例（平成8年3月青森県条例第2号）第17条第1項の規定に基づき、県が実施する公共事業に係る良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）のための基準を定めるものとする。

#### 第2 運用方針

- (1) この基準の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めるものとする。
- (2) この基準による景観形成のための配慮の程度については、事業の目的や施設の安全性・機能性に支障の生じない範囲で、先導的な景観形成の必要性、景観形成に及ぼす影響等を個々に勘案し判断するものとする。

#### 第3 共通事項

##### 1 基本的な事項

- (1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に努めること。
- (2) 景観形成の先導的役割を果たすよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。
- (3) 計画地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げない箇所とするよう努めること。
- (4) 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。
- (5) 計画地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう努めること。
- (6) 計画地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう努めること。

##### 2 施設・設備に関する事項

###### (1) 法面

現況の地形や周辺の既存植生を考慮した上で、可能な限り、緩やかなこう配の採用や緑化等により、周辺景観との調和に努めること。

###### (2) 擁壁

圧迫感を緩和するため、規模、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めること。

###### (3) 護岸

形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

---

## 2 青森県公共事業景観形成基準

---

### (4) 防護さく

形態、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。

### (5) 舗装

伝統的町並み等を有する地域にあつては、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

### (6) 展望広場等

計画地において、特に眺望の優れた箇所がある場合には、可能な限り、展望広場、ポケットパーク等の整備に努めるとともに、これらの施設自体が周辺の景観と調和するよう配慮すること。

### (7) 標識・サイン類

形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

可能な限り、設置数及び設置場所の適正化を図り、地域や沿線における統一性に配慮すること。

### (8) 照明施設

形態、意匠、色彩、素材等の工夫により周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。

施設をライトアップする場合には、過剰な光量とならないよう配慮すること。

### (9) 雪対策施設

計画地が積雪地である場合は、防雪施設、堆積スペース等の設置に配慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に努めること。

## 3 その他

### (1) 用地造成

可能な限り現況の地形を生かし、周辺景観との調和に努めること。

### (2) 緑の保全・緑化

計画地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。

植栽に当たっては、自然的条件や周辺景観との調和を考慮し、可能な限り郷土種の使用に努めること。また、地域の特性を踏まえ、季節感や潤いをもたらす花木の活用にも配慮すること。



**(3) 維持管理等**

維持管理及び修繕に当たっては、形態、意匠、色彩及び素材が全体として周辺景観に調和するよう努めること。

樹木等については、長期にわたって美しい景観に生かすことができるよう適正な管理に努めること。

**第 4 事業別事項**

**1 道路**

**(1) 路線の選定等**

良好な景観を有する地域にあっては、その景観を損なわないような路線の選定を行うなど、周辺景観との調和に努めること。

路線計画に当たっては、良好な眺望が得られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努めること。

**(2) トンネル、スノーシェッド等**

出入口は、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

**(3) 高架橋・歩道橋**

形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

**(4) 交差点**

信号機柱、標識、照明施設等については、可能な限り、整理統合を行い、周辺景観との調和に努めること。

**(5) 歩道・自転車道**

路面については、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

必要に応じ、緑化、小広場の設置等により、潤いの場の創出に努めること。その際には、地域の特性又は統一性に配慮すること。

**(6) 地下歩道等**

上屋は、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地下部においては、暗さや圧迫感を可能な限り緩和するよう配慮すること。

**(7) 道路附属物・占用物**

防護さく、照明施設、標識等は、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地域や沿線における統一性に配慮すること。

快適な市街地の景観を実現するため、可能な限り、電線類の地中化を図るよう努めること。

---

## 2 青森県公共事業景観形成基準

---

### (8) 道路緑化

都市部の道路にあつては、可能な限り、連続した植樹帯や植樹ますを設けるとともに、その他の地域の道路にあつても沿道の緑を有効に活用した緑化に努めること。また、中央分離帯や交通島についても、可能な限り緑化するように努めること。

植樹に当たっては、樹木の配置や樹高を工夫することにより、沿線における統一性に配慮すること。

## 2 橋りょう

### (1) 橋りょう本体

形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ造形的な美しさの創出に努めること。

### (2) 親柱、高欄及び照明施設

橋りょう本体との調和に努めるとともに、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮すること。

### (3) 橋詰

橋りょう本体や高欄等との調和に努めるとともに、必要に応じ小広場等を設置し、周辺景観の眺望の場としての整備に努めること。

## 3 河川・水路

### (1) 護岸

第3の2の(3) に準じる。

### (2) 堤防及び高水敷

地域の自然景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

### (3) その他の工作物

水辺の植生等に配慮し、形態、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

## 4 ダム

### (1) ダム本体

形態等については、周辺の自然景観との調和に配慮すること。

### (2) ダム湖周辺

可能な限り既存植生の保全や緑化を行うことにより、周辺景観との調和に努めること。

公園等の整備により、潤いの場の創出に努めること。その際には、可能な限り親水性や眺望に配慮すること。



## 5 砂防・治山

### (1) 堰堤

形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の自然景観との調和に努めること。

### (2) 急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設

形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

## 6 港湾・漁港

### (1) 防波堤、岸壁等

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

### (2) 建築物・工作物

形態、意匠、色彩等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、関連施設相互の調和にも配慮すること。

余裕地においては、緑化等を行い、潤いのある空間を創出するよう努めること。

## 7 海岸

### (1) 堤防等

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺の自然景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

### (2) 海浜

自然海浜は、可能な限り保全に努めるとともに、海浜公園などの人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努めること。

## 8 公園・緑地

### (1) 施設

位置、形態、意匠、素材等の工夫により、園内や周辺の景観との調和に努めること。特に、休憩施設、遊具、園路等については、可能な限り地域性のある素材の活用に配慮すること。

### (2) 駐車場・自転車置場

配置等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

### (3) 緑の保全・緑化

第 3 の 3 の (2) に準じる。

## 2 青森県公共事業景観形成基準

### 9 公共建築物

#### (1) 建築物本体

##### ア 位置、規模、形態及び意匠

地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模、形態及び意匠の工夫に努めること。

良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模、形態及び意匠の工夫に努めること。

道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態及び意匠とするとともに、高層の建築物にあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりのある空間を創出するよう努めること。

市街地にあっては、周辺の建築物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう努めること。

建築物が全体として、まとまりのある形態及び意匠とするよう努めること。

##### イ 色彩

周辺景観と調和する色彩を用いるよう努めること。

多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

##### ウ 素材

周辺景観と調和する素材を採用するよう努めること。

可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう努めること。

#### (2) 敷地

敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう努めること。特に、住宅地等にあっては、敷地の周囲は生け垣等により緑化するよう努めること。

敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。

#### (3) その他

建築物本体は、周辺景観との調和に配慮しながら、必要に応じ地域のシンボルとなるよう努めること。

一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に努めること。

敷地内は、必要に応じ彫刻、モニュメント等を設置し、魅力的な空間の創出に努めること。

敷地内は、可能な限り電線類の地中化に努めること。

建築物の撤去後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられるような景観の形成に努めること。

10 農地・森林

農地の整備に当たっては、自然環境に十分留意するとともに、潤いがあり四季を映す田園景観の形成に努めること。また、森林における施業に当たっては、森林景観の連続性を損なわないよう努めること。

## 第 2 章

### 第 2 章 青森県公共事業景観形成基準の解説

# 1 活用の仕方

本ガイドプランは、次のように活用してください。

- 「解説」又は「考え方」で、計画している施設等の景観上の特徴を把握する。
- 計画地及びその周辺の地域の特性を把握する。  
→地域別景観特性ガイドプランを参照
- 共通事項や事業別事項によって計画・実施しようとしている施設の景観形成の方向を整理する。なお、景観の形成手法は極めて多様であり、このガイドプランに集録しきれない部分も相当数あるため、ガイドプランをヒントとして活用し、事業毎に様々なアプローチを総合的に検討することが望まれる。

### ■共通事項

共通事項の項目名を示しています

公共事業景観形成基準を示しています

基準が必要とされる理由及び考え方を示しています

(2) 舗装

**【解説】**  
近辺感を緩和するため、舗装、塗装及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和を図ること。

**【解説】**  
舗装は、趣や配て無気味なものが多いため目立ちやすく、景観にも違和感を与えます。このため、高さを知えたり緑化を施すなどして周辺景観との調和を図る必要があります。

**【配慮事項】**

- 高さを知る。
- 周辺景観と調和した緑化及び素材とする。
- 商業利用・緑化ブロックや植栽帯の設置、自然素材の使用も有効である。

● 緑化により景観する。

● 近辺感を緩和するため、舗装、塗装及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和を図ること。

● 趣や配て無気味なものが多いため目立ちやすく、景観にも違和感を与えます。このため、高さを知えたり緑化を施すなどして周辺景観との調和を図る必要があります。

● 高さを知る。

● 周辺景観と調和した緑化及び素材とする。

● 商業利用・緑化ブロックや植栽帯の設置、自然素材の使用も有効である。

● 緑化により景観する。

代表的な具体的配慮事項を示しています

基準や配慮事項に関する景観形成事例を写真等で示しています

### ■事業別事項

事業別事項の項目名を示しています

各項目の景観形成の考え方を示しています

各項目の細項目を示しています

公共事業景観形成基準を示しています

1 道路

**【考え方】**  
道路は、最も基本的な公共施設として、街の顔となり生きており、街に広がる歩み、目線、眺望、居高等の景観を創る核として大気層を役割果たしていること、それらは景観の要素となっています。  
そのため、その機能に当たっては、道路地域の特性を踏まえ、周辺景観との調和に配慮して高まる必要があります。

(1) 道路の選定等

**【基準】**  
① 優れた景観を有する地域においては、その景観を損なわないよう道路の選定を行うなど、周辺景観との調和を図ること。  
② 道路計画に当たっては、景観の機能が得られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を有効に活用するよう努めること。

**【配慮事項】**

- 地域の景観資源を保全するとともに、これを道路の景観の向上に活用する。
- 山間部などでは、地形に合わせたルートにより周辺景観との調和を図る。

● 優れた景観を有する地域においては、その景観を損なわないよう道路の選定を行うなど、周辺景観との調和を図ること。

● 道路計画に当たっては、景観の機能が得られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を有効に活用するよう努めること。

● 地域の景観資源を保全するとともに、これを道路の景観の向上に活用する。

● 山間部などでは、地形に合わせたルートにより周辺景観との調和を図る。

代表的な具体的配慮事項を示しています

基準や配慮事項に関する景観形成事例を写真で示しています



## 2 青森県公共事業景観形成基準の解説

### 第1 趣旨 ・ 第2 運用方針

青森県公共事業景観形成基準の解説

#### 第1 趣旨

この基準は、青森県景観条例（平成8年3月青森県条例第2号）第23条第1項の規定に基づき、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準を定めるものとする。

#### 【解説】

公共の道路、橋、建築物等は、不特定多数の人の目に触れるものであるとともに、大規模なものや地域の景観の骨格を形成する基盤となるものが多く、県土の景観を形成する重要な要素です。

このため、青森県景観条例に基づき、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準を定めたものです。

#### 第2 運用方針

(1) この基準の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めるものとする。

#### 【解説】

景観は様々な要素で構成され、様々な主体による事業が関係して形成されます。

このため、優れた景観を形成するためには、国や県、市町村等の公共団体相互の調整が必要であり、これらの関係公共団体等が基準を共通に認識し、十分な連携のもとに、景観形成を進める必要があります。

(2) この基準による景観形成のための配慮の程度については、事業の目的や施設の安全性・機能性に支障の生じない範囲で、先導的な景観形成の必要性、景観形成に及ぼす影響等を個々に勘案し判断するものとする。

#### 【解説】

景観形成への配慮は、公共事業本来の目的や、その結果できる施設の安全性、機能性に悪影響を与えないことが大前提となります。

また、一概に公共事業といっても、大規模なものと同規模なもの、目立ちやすい場所で行われるものとそうでないものでは、周辺景観に与える影響の度合いも変わっていきます。

このため、個々の事業ごとに、これらの条件を勘案して、どの程度景観形成に配慮していくのかを判断していく必要があります。

## 第3 共通事項

### 1 基本的な事項

#### 【基準】

(1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に努めること。

#### 【解説】

地域の特性に根差した景観は、住民の地域に対する共感や愛着を育み、意識を糾合するシンボルとなります。

青森県は、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水のある川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然や多くの歴史的・文化的遺産に恵まれており、これらが織り成す景観との調和を心掛けて景観形成を進めていくことが大切です。このため、地域の景観を特徴づけている特性を把握し、これを尊重して公共事業を計画し、周辺景観と調和した魅力ある景観形成を図ることが必要です。

#### 【基準】

(2) 景観形成の先導的役割を果たすよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。

#### 【解説】

公共の道路、橋、建築物等は、地域の景観の骨格を形成する基盤となるものが多く、県民、事業者の景観形成への意識を大きく左右するものです。公共事業を行うに際しては、このことを十分認識し、県土の景観形成の先導的役割を果たすよう努める必要があります。

また、長期にわたって良好な景観を維持するためには、適正な維持管理が不可欠です。

#### 【基準】

(3) 計画地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の優れた景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げない箇所とするよう努めること。

#### 【解説】

優れた自然、歴史的・文化的遺産等の景観を有する地域や、「ふるさと眺望点」などの主要な視点場から眺望される優れた景観を有する地域では、このような景観を乱さないよう慎重な配慮が必要です。

このため、計画されている公共事業が周辺景観に与える影響を考慮し、これらの優れた景観を損ね、主要な視点場からの眺望を妨げたりすることのないよう計画地を選定することが必要です。



**【基準】**

(4) 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。

**【解説】**

複数の事業等が隣接して実施される場合には、相互に調整を行うことにより、一体的なまとまりのある景観形成を図る必要があります。

**【基準】**

(5) 計画地について、市町村が市町村景観形成基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう努めること。

**【解説】**

市町村が地域の特性を生かし、独自に景観形成施策を展開している場合には、これを踏まえて、公共事業を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

**【基準】**

(6) 計画地について、景観形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう努めること。

**【解説】**

地域住民が景観形成に関する協定を定めるなど、地域に根差した取組を展開している場合には、これを尊重して、公共事業を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

## 第3 共通事項

### 2 施設・設備に関する事項

#### (1) 法面

##### 【基準】

現況の地形や周辺の既存植生を考慮した上で、可能な限り、緩やかなこう配の採用や緑化等により、周辺景観との調和に努めること。

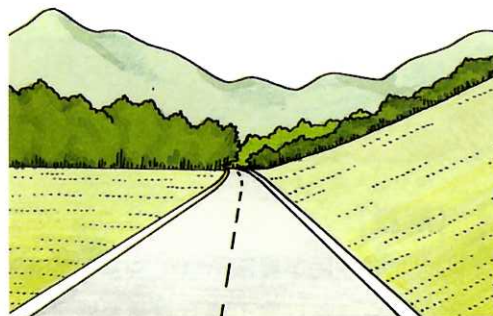
##### 【解説】

法面は、自然景観を背景とし、規模が大きく連続的に存在することが多いため、視覚的に認識されやすく圧迫感を与えることがあります。

このため、緩やかなこう配としたり緑化を施すなどして、周辺景観との調和を図る必要があります。

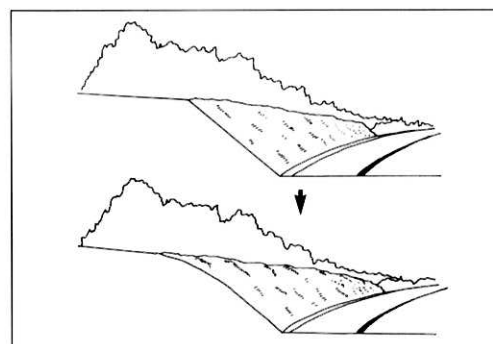
##### 【配慮事項】

- 緩やかなこう配を採用する。



■緩こう配の法面とし、圧迫感の軽減を図る

- 周辺の地形との連続性を確保するためには、ラウンディングも有効である。



■切土部をラウンディングさせ、周辺の地形になじませる

- 緑化により表面処理を行う。



■法面の緑化により緑の連続性の確保を図っている

- できる限り郷土種等を用いる。



■法面に低木（つつじ）と草花を植栽している

- 法枠工を採用する場合にも緑化を行う。



■急なこう配の法面においても緑化が行われている



■枠内の緑化により、周辺との調和を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他



## 第3 共通事項

### (2) 擁壁

#### 【基準】

圧迫感を緩和するため、規模、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めること。

#### 【解説】

擁壁は、急こう配で無気質なものが多いため目立ちやすく、長大なものは強い圧迫感を与えます。

このため、高さを抑えたり緑化を施すなどして周辺景観との調和を図る必要があります。

#### 【配慮事項】

- できる限り、擁壁が生じないように計画する。
- 高さを抑える。
- 周辺景観と調和した意匠及び素材とする。
  - ・ 表面処理・緑化ブロックや植樹帯の設置・自然素材等の使用も有効である。



■化粧型枠の使用により、圧迫感を和らげている



■緑化ブロックにより周辺景観との調和を図っている

- 緑化により修景する。



■石積擁壁により自然景観との調和を図っている

### (3) 護岸

#### 【基準】

形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

#### 【解説】

護岸は、水辺に設置される構造物であり異質な印象を与えやすいため、形態等の工夫により周辺景観との調和を図る必要があります。また、潤いのある水辺の景観を実現するためには、親水性を確保する必要があります。

#### 【配慮事項】

- 周辺景観と調和した形態、意匠等とする。
  - ・自然石等の活用も有効である。
  - ・階段護岸の採用により親水性を確保することができる。



■自然石の採用により自然景観との調和を図っている



■階段護岸の採用により、親水性を確保している

- 緑化を施す。



■護岸上部の緑化により、潤いのある水辺空間を創出している

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他



## 第3 共通事項

### (4) 防護さく

#### 【基準】

形態、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。

#### 【解説】

防護さくは、道路、護岸等からの転落防止や歩車道の分離等、安全性の確保のみに重点が置かれる場合には、背景の景観に違和感を生じさせることがあります。

このため、安全性を確保したうえで形態等を工夫し、周辺景観との調和を図る必要があります。また、形態等を統一し、まとまりのある景観とすることも必要です。

#### 【配慮事項】

- シンプルなデザインや低彩度の色彩を採用する。
- 山間部や景勝地等では、周辺の自然景観となじみやすい形態、素材等とする。
  - ・ 木材や石材等の自然素材の使用も有効である。
- 海岸や湖岸の道路、展望広場等眺望の開けている場所では、その妨げとならぬよう形態等に配慮する。



■デザインと色彩の工夫により背景と調和させている



■木材を使用し周辺の自然景観との調和を図っている



■ガードロープにより眺望を阻害しないよう配慮している

## (5) 舗装

### 【基準】

伝統的町並み等を有する地域にあっては、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

### 【解説】

舗装面も景観を構成する重要な要素であり、歴史的な町並みや、商店街、公園内の園路など、特に景観上の配慮が必要な場所では、意匠、色彩等を工夫し、周辺景観との調和を図り、町並みの一体感、にぎわいなどを演出することが望まれます。

### 【配慮事項】

- 地域特性を踏まえた意匠、色彩、素材とする。
  - ・カラーアスファルトやインターロッキングブロック等の採用も検討する。
  
- 歴史的な町並み等を有する地域においては、自然素材等の活用や落ち着いた色彩の採用に努める。
  
- 公園、緑地等の中では、自然に調和した素材、色彩等とする。



■ブロック舗装のデザインを工夫し、潤いのある空間を創出している



■歩道に自然石を用いた素材を採用し、歴史的町並みとの調和を図っている



■公園において素材、色彩の工夫により落ち着いた景観の創出を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識サイン類
照明施設
雪対策施設
その他



## 第3 共通事項

### (6) 展望広場等

#### 【基準】

計画地において、特に眺望の優れた箇所がある場合には、可能な限り、展望広場、ポケットパーク等の整備に努めるとともに、これらの施設自体が周辺の景観と調和するよう配慮すること。

#### 【解説】

県民に地域の景観への意識、愛着を育むためには、優れた景観を眺める機会を数多く作ることが大切です。

このため、公共事業の計画地内に眺望の優れた箇所がある場合には、できる限り、展望広場、ポケットパーク等として整備し、県民に利用してもらおう必要があります。

#### 【配慮事項】

- 県土の良好な眺望が得られる場所は、展望広場として整備する。
- 眺望のための施設を整備する場合は、それ自体周辺景観と調和するよう形態、意匠、色彩、素材等に配慮する。



■ ゆとりの駐車帯の整備により、展望広場を確保している



■ 展望施設自体のデザインの工夫により、周辺との調和が図られている



■ 歴史的建造物が利用され自然景観と調和している

## (7) 標識・サイン類

### 【基準】

- ① 形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。
- ② 可能な限り、設置数及び設置場所の適正化を図り、地域や沿線における統一性に配慮すること。

### 【解説】

標識・サイン類は、情報伝達のもですが、大きく派手すぎたり無秩序に乱立している場合には、稜線やランドマークへの眺望を妨げたり雑然とした印象を与えるなど、景観を阻害する要因となります。

このため、設置する位置、形態、意匠、色彩等の工夫や設置数の適正化やデザインの統一等により周辺景観との調和を図る必要があります。

### 【配慮事項】

- できる限り、地域の特性を表現するよう形態、素材等を工夫する。
  - ・歴史的な町並みを有する地域においては自然素材等の活用も有効である。
- 支柱はできる限り、シンプルな目立たないデザイン、色彩を用いる。
- 標識・サイン類設置の際は、できる限り数を少なくし共架にする。
- 地域特性を表現する形態、意匠、素材及び色彩を工夫し、同一地域、沿線での統一性に配慮する。



■デザインを工夫し歴史的町並みと調和させている



■共架により景観上の煩雑さの軽減を図っている



■素材を工夫し、自然景観と調和させている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他



## 第3 共通事項

### (8) 照明施設

#### 【基準】

- ① 形態、意匠、色彩、素材等の工夫により周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。
- ② 施設をライトアップする場合には、過剰な光量とならないよう配慮すること。

#### 【解説】

照明施設は、日中においては施設そのものが景観上の重要な要素であり、地域や場所の特性と無関係にデザインしたり様々な形態等のものを混在させると、景観を損ねまとまりのない印象を与えることとなります。

また、夜間においては適度なライトアップにより、景観にアクセントを与えることができる一方、過剰な照明はかえって景観を阻害することにもつながります。

このため、形態等の工夫により、周辺景観との調和や統一性を図るとともに、夜間における光量にも配慮する必要があります。

#### 【配慮事項】

- 必要に応じ、地域の特性を踏まえた形態、意匠等とする。
- 同一地域や同一沿線内での統一性に配慮する。



■ 地域特性を踏まえたデザインとし、また周辺景観の調和にも配慮している

- 適切なライトアップにより地域のシンボルとしての象徴性を強調し、夜間独自の景観形成を図る。



■ 適度なライトアップにより、景観にアクセントを与えている

## (9) 雪対策施設

### 【基準】

計画地が積雪地である場合は、防雪施設、たい雪スペース等の設置に配慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に努めること。

### 【解説】

雪の多い青森県にとって、雪対策は必要不可欠なものです。

このため、必要に応じ、防雪施設等の設置を考慮するとともに、その際には、周辺景観にも配慮して施設本体と一体化したデザインとすることが望まれます。

なお、これらの防雪施設が積雪期以外において、周辺景観に違和感を与えないことも必要となります。

### 【配慮事項】

- 建築物等と雪対策施設の一体的整備を行う。
- 冬季以外においても、周辺景観との調和を阻害しない形態等とする。
- たい雪スペースや消融雪施設を設置する。



■防雪通路が建物本体と一体的なデザインとなっている



■収納式防雪柵の設置により、景観資源への眺望の保全を図っている



■雪崩防止工のデザインの工夫により、冬期以外における周辺景観との調和を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他



## 第3 共通事項

### 3 その他

#### (1) 用地造成

##### 【基準】

可能な限り現況の地形を生かし、周辺景観との調和に努めること。

##### 【解説】

用地造成により、現況の地形が大きく変化する場合は、法面や擁壁が周辺景観との間に不調和を来すことがあります。

このため、現況の地形をできる限り生かし違和感を軽減する必要があります。

##### 【配慮事項】

- 主要な視点場からの眺望に配慮し、できる限り周辺景観との調和を乱さない位置とする。
- 現地形をできる限り生かす。
- 自然地域にあっては、用地周囲に自然を残す。
- 法面、擁壁の高さをできる限り低くするとともに緑化する。



■ 用地の周囲の樹林を残し、周辺景観との調和を図っている



■ 地形を分節化し、擁壁の高さを低くすることにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている



■ 法面を緑化することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている

## (2) 緑の保全・緑化

### 【基準】

- ① 計画地に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。
- ② 植栽に当たっては、自然的条件や周辺景観との調和を考慮し、可能な限り郷土種の使用に努めること。また、地域の特性を踏まえ、季節感や潤いをもたらす花木の活用にも配慮すること。

### 【解説】

緑は、青森県の景観の重要な要素であり、人々の安らぎや潤いを与えてくれるものです。

しかし、ともすると開発により容易に失われてしまうことがあるため、優れた樹木は、保全や移植するよう努める必要があります。また、地域の景観を特徴づけるものであることから、植栽に当たっては、その植樹等にも配慮することが必要です。

### 【配慮事項】

- 地域のシンボルとなるような樹木は保全する。
- 郷土種を積極的に活用する。
  - ・市町村のシンボルである樹木等を活用することも考えられる。
- 環境に応じた適正な樹種等を選択する。
- 季節感や潤いをもたらす花木を活用する。



■既存の高木を保存することでランドマークとしている



■沿道の樹木を保全し、落ち着いた景観の創出を図っている



■樹種等の工夫により季節感に富んだ演出を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他



## 第3 共通事項

### (3) 維持管理等

#### 【基準】

- ① 維持管理及び修繕に当たっては、形態、意匠、色彩及び素材が全体として周辺景観に調和するよう努めること。
- ② 樹木等については、長期にわたって美しい景観に生かすことができるよう適正な管理に努めること。

#### 【解説】

公共施設は、年月の経過により老朽化や破損が進んでいきます。

このため、適正な維持管理等を施すこととなりますが（1 基本的な事項 参照）、その際にも周辺景観と調和するように努める必要があります。

また、樹木や草花も長期間の修景に生かすためには、枯れたり雑然とならないよう手入れしていく必要があります。

#### 【配慮事項】

- 維持管理が容易に行われるような形態、素材等を採用する。
- 素材、色彩等の統一性を阻害しないよう配慮する。
- 街路樹の枝打ち等を行う。
  - ・冬期の雪囲いや夏期の雑草の処理等についても適正に行うよう努める。
- 地域の自主的な維持管理活動の育成・支援に努める。



■可動式の防護柵を採用し、除雪作業に配慮している



■定期的に街路樹の枝打ちを行うことで良好な景観を維持させている



■雪囲いにより樹木の保護を行っている



道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

## 1 道路

### 【考え方】

道路は、最も基本的な公共施設として、県内の隅々まで行き渡っており、沿線に広がる山並み、田園、町並み、海浜等の景観を眺める場として大変重要な役割を担っているとともに、それ自体景観の要素となっています。

このため、その整備に当たっては、沿道地域の特性を踏まえ、周辺景観との調和に配慮して進める必要があります。

### (1) 路線の選定等

#### 【基準】

- ① 優れた景観を有する地域にあっては、その景観を損なわないような路線の選定を行うなど、周辺景観との調和に努めること。
- ② 路線計画に当たっては、良好な眺望が得られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努めること。

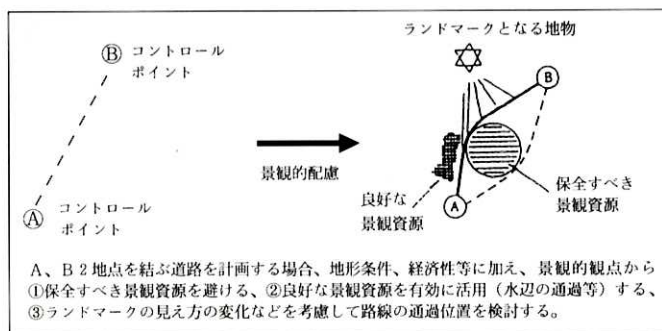
#### 【配慮事項】

- 地域の景観資源を保全するとともに、これを道路内景観の向上に活用する。



■地域のランドマークを道路景観に取り込み、豊かな眺望の創出を図っている

- 山間部などでは、地形に沿った線形により周辺景観との違和感を軽減する。



景観を考慮した路線の選定



■地形に沿った線形により周辺景観との違和感を軽減を図っている

## 第4 事業別事項

### (2) トンネル、スノーシェッド等

#### 【基準】

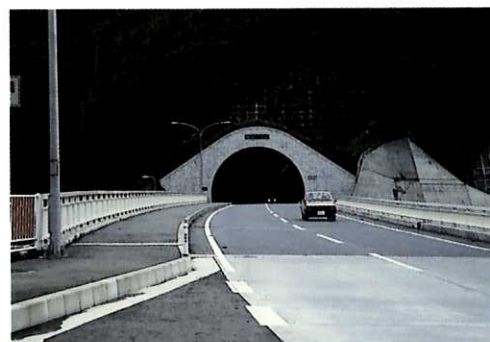
出入口は、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

#### 【配慮事項】

- 出入口の壁面部分は、小さな形式とするなど、できる限り目立たないようにする。
- 出入口部周辺は、既存の植生に配慮した緑化を行う。



■ 壁面の表面を自然石に似せた素材とし、自然景観との調和を図っている。



■ 柔らかい形状の坑門形式を採用し、圧迫感の軽減を図っている



■ 出入口部を緑化し、周辺景観との調和を図っている

### (3) 高架橋・歩道橋

#### 【基準】

形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

#### 【配慮事項】

- 形態等を工夫し、圧迫感をできるだけ軽減する。



■ 形態等の工夫や緑化によって広場との一体性に配慮し、圧迫感の軽減を図っている

- 高架下に植樹等を行う。



■ 高架下の緑化により、沿道への景観的な影響を緩和している

- 地域の特性に応じた形態、意匠等とする。
  - ・ 歩道橋にあっては、必要に応じ快適な歩行者空間の創造に努める。



■ 地域の特性を生かしたデザインにより、表情豊かな景観を創出している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海洋
公園・緑地
公共建築物
農地・森林



## 第4 事業別事項

### (4) 交差点

#### 【基準】

信号機柱、標識、照明施設等については、可能な限り、整理統合を行い、周辺景観との調和に努めること。

#### 【配慮事項】

- 標識等は、できる限り共架し、景観上の煩雑さを軽減する。



■信号、標識等の支柱を共有化し統合することで煩雑さが軽減する



■信号、照明施設等の支柱を共有化し、かつ色彩の工夫により、周辺景観と調和させている